

文京区 総合サービス事業（通所） 変更事項別提出書類一覧

(R6.12月)

下記の変更事項ごとに、○の付いた書類をご提出ください。

(注)法人に関する変更で、複数事業所の手続きを同時に行う場合、登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）の原本は1法人につき1部で結構です。ただし、各事業所分の写しを提出してください。

変更事項	変更内容	提出書類										備考	
		変更届出書	付表	登記事項証明書	運営規程	勤務表	資格証 ※1	平面図	写真 ※2	設備一覧	誓約書		
						標準様式1		標準様式2		標準様式3	標準様式5		
法人 (事業者)	申請者の名称（法人名称）	○		○	○							○	
	主たる事務所の所在地	○		○									
	主たる事務所の電話・FAX番号	○											
	代表者												
	代わる場合	○		○								○	
事業所	氏名（婚姻等による）・職名	○		○ ※4								○	※4：原本でなくてもよい
	住所	○		○ ※4									
	その他登記事項証明書の内容 (当該事業に関するものに限る)	○		○ ※4									
	名称・所在地（ヒル名の変更等移転を伴わない場合）	○	○		○								
事業所	所在地（移転を伴う場合）	○	○		○			○	○	○			
	構造及び平面図	○	△ ※5					○	○ ※6	○			※5：食堂及び機能訓練室の面積が変わる場合 ※6：変更箇所のみ
	設備の概要	○								○			
	電話・FAX番号・メールアドレス	○	○										
	人員 ※3	管理者											
代わる場合		○	○			○							
氏名(婚姻等による)・住所変更		○	○										
生活相談員・看護職員・機能訓練指導員													
代わる場合・増員する場合		○	○			○	○ ※7,8,9						
減員する場合	○	○			○								
氏名（婚姻等による）	○												
運営規程 ※3	営業日・営業時間	○	○		○	○							
	サービス提供時間、単位数	○	○		○	○							
	従業者数	○	○		○	○	△ ※11						※10：定められている場合 ※11：変更に伴い職員の増員があり、従業者に資格要件がある場合 ※12：面積を変更した場合
	利用者の定員	○	○		△ ※10	○	△ ※11	△ ※12	△ ※12				
	利用料金（介護報酬で定められているもの以外）	○			○								昼食代など
	その他（厚生労働省基準省令に定められている項目）	○			○								軽微な修正は除く

※1：資格証が旧姓の場合、氏名変更が分かる書類を併せて提出してください。

※2：写真箇所は「建物外観、事業所入口、事務室、鍵付書庫、相談室入口、相談室、トイレ、静養室、食堂及び機能訓練室、消火設備、（脱衣所、浴室、キッチン）」です（カラー写真）。

※3：管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員以外の変更は不要です。